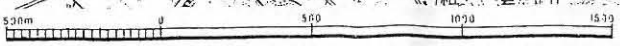


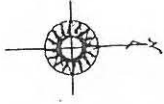
平成23年4月1日 告示
平成23年4月1日 実施

- 凡 例
- ①: 第1種区域
 - ②: 第2種区域
 - ③: 第3種区域

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22業複、第296号)

承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。





・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22業複、第296号)
・承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

- 凡例
- ①: 第1種区域
 - ②: 第2種区域
 - ③: 第3種区域

平成23年4月1日 告示
平成23年4月1日 実施

